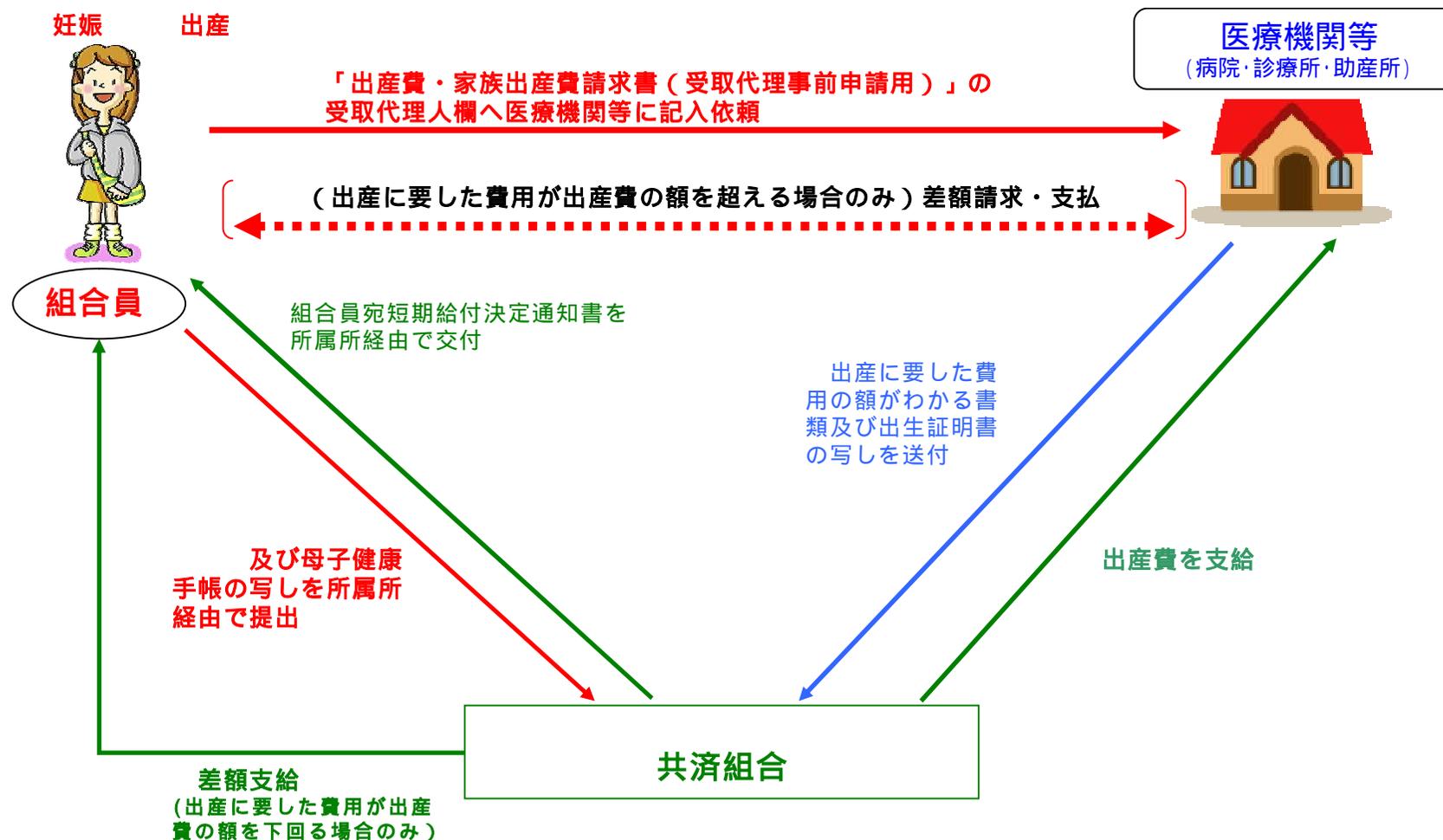


受取代理制度を利用する際の手続

出産予定日まで2か月以内の組合員または被扶養者がいる組合員が利用できる制度です。



【注意事項】

- ・受取代理制度を利用できる医療機関は限られています。事前に利用できるか必ず確認してください。
- ・出産費・家族出産費を対象としていますが、出産費を例にして表しています。
- ・出産費・家族出産費請求書(受取代理事前申請用)は、事前に所属所や当共済組合ホームページから入手してください。